

岩手県立大船渡病院テナント事業者公募に係る照会への回答等について

岩手県立大船渡病院長 伊藤 達朗

本書は、医療局不動産管理規程に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたって、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下で営業計画書を策定していただくため、先に開催の説明会で「岩手県立大船渡病院テナント営業募集要項」等資料に関して質問のあった事項、現地説明の際質問された事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に対して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

したがって、今回のテナント事業者公募に関して、営業計画書を作成することと直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【テナント説明会での質疑応答について】 — 当日回答したことに加え、補足等をしております

1 問、 大規模改修工事による患者数の影響はあるか。

答、 患者数について、基本的には調整せず工事を進めていく予定ですが、3ヵ月程度20～30人程の入院患者の調整が必要な期間があります。

2 問、 大規模改修工事による営業場所の影響はあるか。

答、 2階現外来食堂について平成30年4月から工事を行うことから、3～4ヵ月程度1階エレベーター前ホールにおいて営業し、工事完了後に2階現外来食堂厨房スペースに移動していただきます。(別添図面参照)軽食の提供については工事完了後に開始でかまいません。また、1階エレベーター前ホールについては仮間仕切りの為天井が無い形となります。

3 問、 現外来食堂内において厨房スペース以外の取扱いはどうなるのか

答、 採用業者からの購入物品に限らず病院にいる全ての人が飲食できるスペースにしたいと考えています。また、そのスペースを確保した上での営業場所の多少の拡大は可能です。その際には拡大箇所についても不動産使用料算定面積に算入されます。

4 問、 不動産使用料を教えてください。

答、 不動産使用料は許可面積に毎年変動する単価を掛けて算定します。別添図面に参考の金額を記載しています。この額を月割りにして毎月お支払いいただきます。

5 問、 現2階売店については残るのか。また、3階の売店はどうなるのか。

答、 現2階売店の営業に変更はありません。また、3階に売店は無くなります。

6 問、 厨房内の壁はどうなるのか。

答、 間取りについては変更しませんが、厨房部の壁紙の張り替えを考えています。

7 問、 入口は扉部になるのか。

答、 基本的には現厨房スペース扉部と考えていますが、提案内容により厨房カウンターの全部又は一部撤去も考えます。施錠管理に関しては別添図面の2箇所の赤線部、現外来食堂入口で行っていただきます。